

■ 研究論文

金融コングロマリットのためのコーポレート・ガバナンス原則

—現状と展望に焦点をあてて—

Principles of Corporate Governance for Financial Conglomerates

神奈川大学大学院 経営学研究科
国際経営専攻 博士前期課程

山 田 洋

YAMADA, Yoh

■ キーワード

コーポレート・ガバナンス、コーポレート・ガバナンス原則、金融コングロマリット

1 はじめに

今日では、各国の大規模な金融機関のコーポレート・ガバナンス構築を推進するために、金融と関わりの深い公的国際機関（以下「国際金融監督機関」という）がコーポレート・ガバナンス原則（以下「原則」という）の策定を行っている。国際金融監督機関が金融機関に対して原則を策定する理由は、金融機関のコーポレート・ガバナンス構築が、国際金融システムの維持と促進に対して重要な役割を果たすと認識しているからであると考えられる。

また、これらの大規模な金融機関は、金融コングロマリットを形成していることが多い。国際金融監督機関が策定する原則は、金融持株会社下の銀行や保険会社、証券会社に対してコーポレート・ガバナンスの構築を求めているが、金融コングロマリット全体のコーポレート・ガバナンス構築に対しては部分的な記述を行うことに留まっているといえる。そのため、金融コングロマリットのた

めに策定されている原則の現状と、金融コングロマリット全体のコーポレート・ガバナンス構築を強化するための手段について検討を行う必要があると考えた。

そこで、本稿では、国際金融監督機関の原則と金融コングロマリットのコーポレート・ガバナンス構築を促進する手段に主眼を置き、論を展開する。まず、第2節では、コーポレート・ガバナンス原則とその策定過程および浸透過程について考察を行う。つぎに、第3節において、国際金融監督機関が策定した原則について検討を行う。さらに、第4節では、金融コングロマリットの監督を目的に設置されたジョイント・フォーラムの原則の特徴を明らかにし、金融コングロマリットのための原則について展望を提示した。

2 コーポレート・ガバナンス原則と金融コングロマリットへの浸透過程

2.1 コーポレート・ガバナンス原則

1980年代後半以降、コーポレート・ガバナンスに関する議論は、先進国を中心に活発になった。その後、次第にコーポレート・ガバナンスに関する統一基準が求められるようになり¹、コーポレート・ガバナンスに関係の深い機関などにおいて、企業に対して実効性のある具体的な企業像を提示し、企業のコーポレート・ガバナンス構築に直接関与する必要性が高まった²。そして、1992年に、イギリスの公的国内機関であるキャドバリー委員会が、『キャドバリー委員会報告書³』を策定した。これが契機となり、原則策定の動きは急速に進展し、1990年代中頃からはCalPERSなどの機投資家やICGNなどの私的国際機関、1990年代後半にはOECDなどの公的国際機関、が原則を策定するようになった。

原則の定義は、「企業がその利害関係者の利害調整を行いながら、健全で効率的な企業経営を行える企業構造の一形態を示したもの⁴」とされている。よって、原則策定機関は、他の機関が策定した原則を参照することによって、より実効性の高い原則を策定することが可能となる。また、企業は策定された原則を参照することにより、効率的に実効性の高いコーポレート・ガバナンスを構築することが可能になるといえる。

今日では、銀行や保険会社、証券会社などの監督を国際協調の下に行っている国際金融監督機関が原則の策定を行っている。国際金融監督機関では、構成国の中央銀行や金融監督官庁の代表者が集まり、各国における金融機関の監督に関する問題を解決するために意見交換が行われてきた経緯がある。また、国際金融監督機関は、金融機関の監督に関する国際的な方向性を決定し、採決された規制や監督指針などは各国で実施されている。このような国際的な協調性と実効性を有する国際金融監督機関が策定した原則を、金融機関が参照してコーポレート・ガバナンス構築を行うことは、金融機関のコーポレート・ガバナンスを強化するうえで有効なものとなり得ると考えられる。そして、銀行や保険会社、証券会社を兼業する金融コングロマリットのコーポレート・ガバナンスを考

察するうえで、これらの国際金融監督機関が策定する原則を検討することが必要であるといえる。次項以下では、国際金融監督機関が策定する原則が策定され、各国の金融監督官庁へ浸透する過程について検討を行う。

2.2 世界標準原則策定段階と行動指針原則策定段階

図1は、原則が銀行や保険会社、証券会社に浸透する過程を示している。この過程は、(1) 世界標準原則の策定を目指すOECDによる原則の策定、(2) 国際的な金融監督の協調を目的とするパーゼル委員会やIAIS、IOSCOによる原則の策定、(3) 各国の金融監督官庁による監督指針や検査マニュアルなどの策定、(4) 銀行や保険会社などによる原則の実践、の4つの段階を経て原則が各金融機関で実践されることを示したものである⁵。本項では、(1) 世界標準原則の策定を目指すOECDによる原則の策定、(2) 国際的な金融監督の協調を目的とするパーゼル委員会やIAIS、IOSCOによる原則の策定、について説明する。

第1に、世界標準原則の策定を目指して原則を策定している公的国際機関は、経済協力開発機構（以下「OECD」という）である。OECDが策定した『OECDコーポレート・ガバナンス原則-2004年-（以下「OECD原則-2004-」という）⁶』は、「もっとも世界標準原則に近い⁷」といわれ、公的機関や私的機関、機関投資家などから広く参照され、各機関による原則の策定や各国の企業法制度、企業のコーポレート・ガバナンスの構築に影響を与えている。今日において、OECDは世界標準となる原則を策定することを志向していることから、この段階のことを世界標準原則策定段階といえるであろう。

第2に、国際的な金融監督の協調を目的とする国際機関は、パーゼル銀行監督委員会（以下「パーゼル委員会という」）や保険監督者国際機構（以下「IAIS」という）、証券監督者国際機構（以下「IOSCO」という）などが挙げられる。これらの国際金融監督機関は、各国の中央銀行や金融監督

官庁における代表者などが集まり、国際的な協調のもとに金融監督を行うために設置された。また、金融監督官庁は、国際金融監督機関の会議体などで交わされた情報交換などをもとに、各国の金融機関に対して協調の取れた監督を行うように努めてきた。そして、今日では、コーポレート・ガバナンスについても国際的に協調して取り組む必要性があることを認識するようになり、国際金融監督機関が原則の策定を行うに至っている。たとえば、中央銀行の代表者などから構成されるバーゼル委員会は、『銀行組織にとってのコーポレート・ガバナンスの強化（以下「バーゼル原則-2006-」という）⁸⁾』を、保険会社の監督者などから構成されるIAISは、『保険監督基本原則⁹⁾』を、証券市場の監督者などから構成されるIOSCOは、『市場仲介業者のコンプライアンス機能（以下「コンプライアンス原則」という）¹⁰⁾』を策定している。これらの、国際金融監督機関が策定する原則は、『OECDコーポレート・ガバナンス原則-1999年-（以下「OECD原則-1999-」という）¹¹⁾』およびOECD原則-2004を参照し、そのうえで策定されているといえる。このように、国際金融監督機関は、金

融監督官庁や銀行、保険会社や証券会社などに対して原則の策定を行っていることから、この段階のことを行動指針原則策定段階とする。

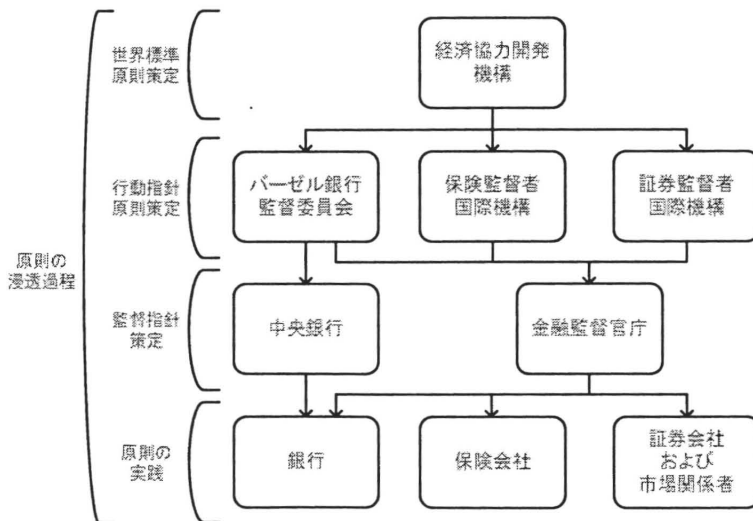
2.3 監督指針等策定段階と原則実践段階

ここでは、図1の(3)各国の金融監督官庁による監督指針や検査マニュアルなどの策定、(4)銀行や保険会社などによる原則の実践、に関する検討を行う。

第3に、金融監督官庁は、国際金融監督機関が策定した原則をもとに監督指針や検査マニュアルを策定し、各金融機関に対してコーポレート・ガバナンスの構築を求めている。また、中央銀行は、主に銀行を対象にコーポレート・ガバナンスに関する報告書の作成などを通じて、銀行に対してコーポレート・ガバナンスの構築を求めている。つまり、金融監督官庁が国際金融監督機関の原則を参照して監督指針などを策定し、金融機関に対して間接的にコーポレート・ガバナンスの構築を求めることから、この段階のことを監督指針等策定段階とする。

第4に、金融コングロマリットを形成している

図1 金融機関におけるコーポレート・ガバナンス原則の浸透過程



(出所)筆者作成。

大規模な銀行や保険会社、証券会社は、金融監督官庁の監督指針等を検討し、独自のコーポレート・ガバナンスを構築する。ここで、銀行や保険会社、証券会社は金融監督官庁が作成する監督指針などの参照を通じて、間接的に、OECD原則-2004や国際金融監督機関の原則を参照することになる。また、より実効性の高いコーポレート・ガバナンスを構築するために、企業は積極的にOECD原則-2004や国際金融監督機関の原則を参照すべきであるが、現状では、企業がこれらの原則を直接参照しているとは考えづらい。いずれにしても、銀行や保険会社、証券会社が国際機関が策定した原則を間接的に参照することにより、コーポレート・ガバナンスの構築を行っているといえる。よって、この段階のことを原則実践段階とする。

ここまで、金融機関が原則を実践し、コーポレート・ガバナンスの構築を行うまでの過程について検討を行った。これらの過程で注目すべきことは、国際金融監督機関が、①OECD原則-1999やOECD原則-2004を参照したうえで原則の策定を行っていること、②コーポレート・ガバナンスを国際金融システムの安定化策の1つと認識していることである。次節では、国際金融監督機関が、銀行や保険会社、証券会社のコーポレート・ガバナンスを強化することを目的に策定した原則について検討を行うこととする。

3 国際金融監督機関によるコーポレート・ガバナンス原則の策定

3.1 バーゼル銀行監督委員会『健全な銀行のためのコーポレート・ガバナンスの強化』

1974年、G10中央銀行総裁会議は、グローバルに経営活動を行う銀行の監督を、国際的な協調のもとに行う必要性を認識し、バーゼル委員会を設置することに合意した。バーゼル委員会は、『バーゼル・コンコルダート¹²⁾』によって銀行監督の責任の所在を明確にすることや、『銀行の自己資本比率に対する規制(バーゼル合意)¹³⁾』の公表などを通じ、銀行の監督規制を中心に銀行が破綻す

ることのないように対策を取ってきた。しかし、1997年のアジア通貨危機後、金融機関におけるコーポレート・ガバナンスが国際金融の安定化に影響するという認識が広がり、先進国の銀行も含めコーポレート・ガバナンスを強化する必要性に迫られた。そして、1999年に、OECDがOECD原則-1999の策定を行ったことを契機に、バーゼル委員会も原則の策定を行うようになり、銀行に対してコーポレート・ガバナンスの構築を求めることになったのである。

OECD原則-1999が策定されたことを契機に、バーゼル委員会は、OECD原則-1999を参照し、銀行のコーポレート・ガバナンス強化を目的とする、『銀行組織にとってのコーポレート・ガバナンスの強化(以下「バーゼル原則-1999-」という)』の策定を行った。その後、OECD原則-1999は各国の企業法制度や上場規則の整備、原則策定機関における参照や企業による原則の実践など多方面への影響を与え、バーゼル原則-1999は、金融監督官庁の監督指針等に影響を与え、間接的に銀行に対してコーポレート・ガバナンスの構築を促進する役割を果たしたといえる。

OECDは、OECD原則-1999の策定後から改訂作業を始め、2004年には、OECD原則-1999をOECD原則-2004へ改訂した。その際、バーゼル委員会は随時オブザーバーとして招聘され、OECD原則-2004の策定に関与した。そして、バーゼル委員会はOECD原則-2004の策定に関わった経験を生かし、2006年にバーゼル原則-1999を表1のバーゼル原則-2006へと改訂した。このバーゼル原則-2006の特徴は、銀行のコーポレート・ガバナンスの強化を目的に策定されていること、金融監督官庁が銀行のコーポレート・ガバナンス構築に果たすべき役割を明確に表記していることである。

バーゼル原則-2006の内容は、表1の「Ⅲ. 健全なコーポレート・ガバナンスの原則」において提示されている。原則1は取締役の役割や資質、判断能力について、原則2は取締役会による目標の承認と監督について、原則3は取締役会と組織の

表1 バーゼル委員会『銀行組織にとってのコーポレート・ガバナンスの強化』

I. はじめに (省略)	
II. 銀行のコーポレート・ガバナンスの概観 (省略)	
III. 健全なコーポレート・ガバナンスの原則	
原則1	(取締役の役割) 取締役は、職責に相応しい資質を有し、コーポレート・ガバナンスにおける自らの役割を明確に理解し、銀行の事業に関して健全な判断を下す能力を有するべきである。
原則2	(取締役会の役割) 取締役会は、銀行の戦略目標と企業の価値基準を承認、監督し、銀行組織全体に周知すべきである。
原則3	(取締役会の責任) 取締役会は、組織全体を通じて責任とアカウンタビリティ (説明責任) が明確となるような体制を整備し、実施すべきである。
原則4	(上級管理職による監視) 取締役会は、取締役会の方針と整合的な、上級管理職による適切な監視を確保すべきである。
原則5	(監査機能と内部統制) 取締役会と上級管理職は、内部監査機能、外部監査人、および内部統制機能が行った仕事を有効に活用すべきである。
原則6	(取締役の報酬) 取締役会は、報酬に関する方針と実務が、銀行の企業文化、長期の目標・戦略、および管理環境と整合的であることを確保すべきである。
原則7	(透明性) 銀行は、透明な手法で統治されるべきである。
原則8	(銀行構造の理解) 取締役会および上級管理職は、銀行が透明性を阻害する法域で、あるいは透明性を阻害する構造を通じて業務を行っている場合を含め、銀行の業務構造を理解しているべきである。
IV. 監督当局の役割	
原則A	(行動指針の提供) 監督当局は、銀行に対し、実施すべき健全なコーポレート・ガバナンスおよび先見的な実務に関するガイダンスを提供すべきである。
原則B	(利害関係者) 監督当局は、コーポレート・ガバナンスを預金者保護のひとつの要素とみなすべきである。
原則C	(銀行の検査) 監督当局は、銀行がコーポレート・ガバナンスに関する健全な方針および実務を採用し、有効に実施していることを確認すべきである。
原則D	(銀行の評価) 監督当局は、銀行の監査およびコントロール機能の質を評価すべきである。
原則E	(銀行構造の評価) 監督当局は、銀行のグループ構造が及ぼす影響を評価すべきである。
原則F	(銀行の監督と注意) 監督当局は、監督を通じて気付いた問題について、取締役および上級管理職の注意をすべきである。
V. 健全なコーポレート・ガバナンスを支える環境の育成 (省略)	

(出所) http://www.fsa.go.jp/inter/bis/bj_20060213.pdf をもとに、筆者作成。

責任、アカウンタビリティについて、原則4は上級管理職¹⁴による経営の監視について、原則5は内部・外部監査機能と内部統制について、原則6は取締役の報酬について、原則7は統治の透明性について、原則8は、銀行の構造への理解について、記述されている。

バーゼル原則-2006は、銀行のコーポレート・ガバナンスの強化を目的としているが、この原

則の位置付けを、「コーポレート・ガバナンスにおいて広く受け入れられ、長年にわたり用いられてきた原則の主要な要素を補強するものである」としている。また、OECD原則-2004との関係を、「株主の有効な権利など、上場会社のコーポレート・ガバナンスに関するその他の基本的な論点はOECDの原則において取り扱われている。本文書に提示する原則は、広範な国々における様々な銀

行の法的構造のための健全なコーポレート・ガバナンスの根本的な基盤である」とし、銀行はOECD原則-2004の参照によりコーポレート・ガバナンスの基礎を構築し、パーゼル原則-2006の参照によって、銀行のコーポレート・ガバナンスを補強すべきとしている。

パーゼル原則-2006は、金融監督官庁に対しても、独立した章を設けて銀行のコーポレート・ガバナンス構築へ果たすべき役割を示している。その内容は、表1の「IV. 監督当局の役割」において提示されている。また、「監督当局の重要な役割は、銀行が第三章に述べられた健全な原則を実施していることを検証、評価することで、銀行のコーポレート・ガバナンスの強化を促すことにある」と役割を定義付けている。ここでは、金融監督官庁が銀行に対してコーポレート・ガバナンス構築を要請する際に、経営の自由度を尊重し、強制や圧力とならないように牽制している。パーゼル委員会が、金融監督官庁が果たすべき役割を原則へ提示した理由は、パーゼル原則-2006がOECD原則-2004の内容をもとに策定されているからである。OECD原則-2004が改訂された際に、表2の「I. 有効なコーポレート・ガバナンスの枠組みの確保」が加えられた。つまり、表2における「C. 各国・地域における異なる当局間の責任分担は、明確に

なされなければならないし、それが公共の利益のためになっていることが確保されなければならない。」や「D. 監督・規制・執行当局は、その責務をプロに徹して、客観的に果たしうだけの権限、廉潔性、人員や予算を有するべきである。さらに、その監督・規制・執行については、適時、透明かつ十分に説明されるべきである。」などの内容により、金融監督官庁の責任を明確にし、責務を果たすことが要求されているのである。

3.2 保険監督者国際機構『保険基本原則』

1994年、IAISは、全米保険監督者協会の発議により設置された。IAISは、2008年現在、144の国や地域の証券監督官庁とOECDなどの国際機関が正会員となり構成され公的国際機関である。IAISの目的は、(1) 保険監督当局間の協力促進、(2) 保険監督と規制のための国際基準の設定、(3) 他の金融セクターの規制当局および国際機関との協力、(4) 保険市場の一体性を保護するための相互協力、(5) 情報の交換、の5つである¹⁵。また、IAISは、これらの目的を達成するための基準として、1997年に『保険監督に関する原則』を策定した。その後、2度の改訂が行われ、IAISは、2003年に保険基本原則を公表した。保険基本原則は、保険会社経営の全般に係る原則であり、全

表2 OECD原則-2004の一部

OECD原則-2004	
I. 有効なコーポレート・ガバナンスの枠組みの基礎の確保	
コーポレート・ガバナンスの枠組みは、透明で効率的な市場を促進し、法の原則と整合的で、異なる監督・規制・執行当局間の責任分担を明確にするものでなければならない。	
A.	コーポレート・ガバナンスの枠組みは、経済パフォーマンス全体への影響、市場の廉潔性、市場参加者へのインセンティブ、透明で効率的な市場の育成という観点を持って、策定されるべきである。
B.	各国・地域のコーポレート・ガバナンス慣行に影響を与える法律・規制の要請は、法と整合的で透明かつ執行可能なものでなければならない。
C.	各国・地域における異なる当局間の責任分担は、明確になされなければならないし、それが公共の利益のためになっていることが確保されなければならない。
D.	監督・規制・執行当局は、その責務をプロに徹して、客観的に果たしうだけの権限、廉潔性、人員や予算を有するべきである。さらに、その監督・規制・執行については、適時、透明かつ十分に説明されるべきである。

(出所) OECD [2004] をもとに、筆者作成。

28章から構成されている。そして、そのなかの第9章においてコーポレート・ガバナンスに関する記述がなされている¹⁶。以下では、保険基本原則の第9章について検討を行うこととする。

保険基本原則は、基本基準と上級基準の2つに

分けられている。基本基準は、【a.監督官庁】、【b.取締役】、【c.上級管理職の責任】に区別され、対象に適した内容の原則が示されている。上級基準は、基本基準の遵守に加え、保険会社に遵守を求めることにより、より実効性の高いコーポレート・ガ

表3 IAIS『保険監督基本原則—コーポレート・ガバナンス—』

第9章 コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスの枠組みは、すべての利害関係者の権利を認識し保護する。監督官庁は、適用可能なコーポレート・ガバナンスの基準と法令の遵守を要求する。

1. 保険会社は慎重に経営されるべきである。コーポレート・ガバナンスは、保険会社の経営を監督する取締役や上級管理者のマナーに言及する。これは、取締役と上級管理者が自らの行動に責任と説明責任を負うという意味も包含している。コーポレート・ガバナンスは、企業行動の決定や透明性や独立性、責任や説明責任や公正性および社会的責任を含む。保険会社の財政状況やパフォーマンス、所有や統治に関する取り決めなどを含む具体的な内容に関する迅速で正確なディスクロージャーは、コーポレート・ガバナンスの枠組みの一部とみなすことができる。コーポレート・ガバナンスは、法律や上場規則とともに法令遵守を内包している。
2. 取締役会は、コーポレート・ガバナンス・システムの中心である。取締役会は、最終的な説明責任を有し、保険会社のパフォーマンスと指揮に対して責任を負っている。取締役会や経営者への権限の委任が、取締役の義務や責任をいつも軽減させるとは限らない。取締役会によって方針が定められた場合、取締役会は方針の実行と法令遵守への監督を満たす必要がある。同様に、取締役会は適用される法律と遵守してきた上場規則を満たす必要がある。統治主体の責任は、法律によって制定された統治構造と一致しなければならない。また、議長や最高経営責任者が1人の人物によって兼任される地位である場合、監督官庁は、適切なコントロールや経営陣による十分な説明責任が機能していることを確実なものとするための確認をする必要がある。
3. コーポレート・ガバナンスの規則に関するほとんどの法律は、一般的な事業会社のために存在し、おそらく保険会社についても適用されるといえる。しかしながら、保険監督者にとって保険に関する立法を通じて追加の要求をすることは重要なことである。これらについては、下記の基準のなかで説明する。監督官庁がコーポレート・ガバナンスに関するルールの詳細を指定する強制力を持つてはならないことや、法令遵守を強制してはならないと同様に、本原則の下記にあるいくつかの基準は、監督官庁による要求よりも、むしろ取締役の責任に言及している。

基本基準

a. 監督官庁

1. (原則の遵守と確認) 監督官庁は、保険会社が適用可能なコーポレート・ガバナンス原則を遵守することを要求し、遵守しているか確認する。

b. 取締役

1. (取締役の責任) 取締役の責任は、特定のコーポレート・ガバナンス原則の受諾を約束することに対して責任を負うことである。コーポレート・ガバナンスに関する規則は、一般的な事業会社に対する法律と保険会社に対する法律の穴を埋めるべきものである。これらの規則は、保険会社の規模や性質、複雑さを考慮すべきである。
2. (方針の制定と再検討) 取締役は、方針や戦略を制定し、方針や戦略を成し遂げる意図の説明やそのための監督を行い、評価の方法を決定する。方針や戦略に対する再検討は定期的になされるべきであり、少なくとも1年に1回は行われるべきである。

3. (取締役の監督責任) 取締役は、効果的かつ慎重に経営することを目的とする保険会社の経営に対する監督を十分に行う必要がある。
4. (リスク管理) 取締役は、独立したリスク管理機能に対して適した監視を行う。取締役は、監査機能や保険計理機能、強固な内部コントロールや有効なチェックアンドバランスを確立しなければならない。
5. (意思決定) 取締役は、責任や意思決定について、取締役と議長、最高経営責任者と上級管理職の協力と相互作用などを区別しなければならない。取締役は責任を移譲し、意思決定のプロセスを構築する。保険会社は、全ての個人が権力による決定から解放されるように、力や権限の均衡を保証し、責任の分割を確立すべきである。
6. (企業倫理) 取締役は、企業経営や倫理的な行動の基準を確立しなければならない。これらの基準は、私的な取引や自己勘定取引や内外の指示の優先的な扱い、損失補填、非独立企業の性質の過度な競争慣行も含んだ方針であるべきである。保険会社は継続性を有し、基準の遵守に対する保証に対して効果的な方法を有する必要がある。
7. (上級管理職の選解任) 取締役は、上級管理職の選任・解任権を有するべきである。また、上級管理職は、定期的に改訂される報酬方針を決定する。この方針は監督官庁に役立てられる。
8. (コンプライアンス) 取締役は、保険会社が、関連する法律や規則、制定された行動規範に従うことを保証すべきである。
9. (取締役の資質) 取締役は、保険会社を効果的に監督するために、保険に関する完全な知識や技能、経験や義務を持つべきである。
10. (不当な影響の排除) 取締役は、経営陣やその他の関係者などから不当な影響を受けてはならない。取締役は、保険会社に関する情報にアクセスし、質疑応答を通じて付加的な情報を得て、取締役会が適正規模であるかを分析すべきである。
11. (監督官庁との連携) 取締役は、監督官庁と連絡を取り合わなければならないのと同様に、必要に応じて監督官庁と接点を持つ必要がある。

c. 上級管理職の責任

1. (上級管理職の役割) 上級管理職は、保険会社の業務に対する監視、業務に関する基本的な方向性を毎日示すこと、法律および取締役が決定した目標や方針を実行することに対して責任を負う。
2. (取締役に対する勧告) 上級管理職は、保険会社の業務を統治する目標や戦略経営計画、主な方針の見直しや支持に関する勧告を取締役に対して行う責任を負う。
3. (取締役への説明責任) 上級管理職は、経営目標や経営戦略、経営方針を見直すことを可能にする広範囲に関連性のある情報を取締役会に対して迅速に供給する責任を負うと同時に、保険会社のパフォーマンスに対しても責任を負う。

上級基準

1. [委員会の設置] 取締役は、報酬委員会や監査委員会、もしくは危機管理委員会など明確な責任を負う委員会を設立したほうが良い。
2. [報酬方針] 取締役と上級管理職のための報酬方針は、保険会社のパフォーマンスだけでなく、個人のパフォーマンスにも関係する。報酬方針は、慎重な行動を促進するためにインセンティブを含むべきではない。
3. [役員に対する取締役の責任] 取締役は、関連する法律の遵守や要求されている経営指揮に関する基準を定期的に報告する責任を役員に対して負うとみなしてよい。
4. [保険数理士の役割] 保険数理士が監督過程の一部を成しているとき、保険数理士は取締役や取締役会内委員会に直接的にアクセスするための手段を持つ必要がある。基本的に保険数理士は、経営に係る出来事を迅速に取締役に報告する必要がある。

(出所) IAIS [2003] をもとに、筆者作成。

パナンスを構築することを目的に策定されている。

基本基準の【a.監督官庁】では、パーゼル原則には及ばないが、監督官庁の役割が少なからず明記されている。ここでは、監督官庁が保険会社に原則の遵守を求めるとともに、原則の遵守状況を確認することを求めている。ここでも、国際金融監督機関が策定する原則は、監督官庁が保険会社に対して強制や圧力によるコーポレート・ガバナンスの構築を要求しないように求めているといえる。

基本基準の【b.取締役】では、(取締役の責任)、(方針の制定と再検討)、(取締役の監督責任)、(リスク管理)、(意思決定)、(企業倫理)、(上級管理職の選解任)、(コンプライアンス)、(取締役の資質)、(不当な影響の排除)、(監督官庁との連携)の11項目について記述がなされている。ここでは、経営者支配に対する内容として、(意思決定)や(不当な影響の排除)が提示され、企業不祥事の防止に対する内容として、(企業倫理)や(コンプライアンス)が提示されている。

基本基準【c.上級管理職の責任】では、(上級管理職の役割)、(取締役に対する勧告)、(取締役への説明責任)について言及されている。ここでは、上級管理職が取締役に対して方針などの見直しに関する勧告を行う責任がある、という内容が明記されていることが特徴であるといえる。

上級基準は、[委員会の設置]、[報酬方針]、[役員に対する取締役の責任]、[保険数理士¹⁷の役割]について言及がなされている。ここでは、責任を明確にするために各委員会の設置を推奨し、インセンティブを含まない報酬方針の推奨について言及している。また、ここでは取締役が役員に対して負う責任や保険数理士の役割についても明記されている。

3.3 証券監督者国際機構「市場仲介業者のコンプライアンス機能」

1974年に発足された米州証券監督者協会は、証券監督の国際的調和を目指すため1986年にIOSCOへ名称が改められることとなった。2008

年までに、109の証券監督当局が普通会員としてIOSCOに加盟している。また、準会員として11の監督官庁が加盟し、協力会員としてIMFやOECDなどの公的国際機関および、証券取引所などが71の機関がIOSCOに加盟している。

IOSCOの目的は、(1)公正で効率的、健全な市場を維持するため、高水準の規制の促進のために協力すること、(2)国内市場の発展と促進のため、各メンバーの経験について情報交換すること、(3)国際的な証券取引についての基準および効果的な監視を確立するため、努力を結集すること、(4)基準の厳格な適用と違反に対する効果的な執行によって市場の健全性を促進するため、相互に支援を行うことである¹⁸。

IOSCOは、証券市場の健全化を原則の策定について積極的に行動し、『監査人の監督に関する原則』や『上場企業による継続開示及び重要事項の報告に関する原則』などを策定してきた。そして、これらの原則は、OECD原則-2004において最大限遵守すべきだと述べられている¹⁹。また、2006年にIOSCOは、コンプライアンス原則を策定している。この原則は、証券会社などの市場仲介業者²⁰のコンプライアンスを確立することが市場を安定化させるという認識のもとに策定されている。以下では、コンプライアンス原則の内容について検討を行うこととする。

コンプライアンス原則は、【1.コンプライアンス機能の確立】、【2.上級経営陣²¹および企業統治組織の役割】、【3.独立性および業務遂行能力】、【4.コンプライアンス担当者の資格】、【5.コンプライアンス機能の有効性の評価】、【6.規制当局による監督】、【7.クロスボーダー業務におけるコンプライアンス体制】、【8.コンプライアンス機能の外部委託】の8つの項目から構成されている。コンプライアンス原則は、証券会社におけるコンプライアンス体制の構築を促進することを目的に策定されているといえる。

コンプライアンス原則の特徴は、第1に【2.上級経営陣および企業統治組織の役割】において、コンプライアンス体制の構築における役割を明確

表4 証券監督者国際機構『市場仲介業者のコンプライアンス機能』

市場仲介業者のコンプライアンス機能
トピック1：コンプライアンス機能の確立
原則：(a) 市場仲介業者は、コンプライアンス機能を確立し、維持すべきである。 原則：(b) コンプライアンス機能の役割は、市場仲介業者による証券規制の遵守状況とその監督手続きの適切性について、継続的に、確認し、評価し、助言し、報告することである。
トピック2：上級経営陣および企業統治組織の役割
原則：(a) 証券規制を遵守するためのコンプライアンス機能、コンプライアンス方針及び手続きの確立、並びにその維持は、上級経営陣の役割である。 原則：(b) 企業統治組織は、上級経営陣がその役割を効果的に果たしているという十分な保証を得るべきである。
トピック3：独立性及び業務遂行能力
原則：コンプライアンス機能は、他の業務分野から不当な影響をうけることなく、自らのイニシアティブで活動できるべきであり、上級経営陣や、必要な場合には企業統治組織にアクセスできるべきである。
トピック4：コンプライアンス担当者の資格
原則：コンプライアンス担当者は、その責務を効果的に果たすため、誠実であり、関連する規則を理解しており、必要な資格、業界経験、専門性及び個人的資質を有しているべきである。
トピック5：コンプライアンス機能の有効性の評価
原則：(a) 市場仲介業者は、定期的に、コンプライアンス機能の有効性について評価しなければならない。 原則：(b) 内部評価に加え、コンプライアンス機能は、定期的な外部検証を受けるべきである。そのような検証は、外部監査人、自主規制機関、あるいは規制当局のような独立した第三者が行うことができる。
トピック6：規制当局による監督
原則：(a) 規制当局による市場仲介業者の監督には、市場仲介業者の規模及び業務内容を考慮した上で、コンプライアンス機能の評価を含むべきである。 原則：(b) 規制当局は、特に欠陥に気づいた場合には、市場仲介業者にコンプライアンス機能の改善を促す方策を講じるべきである。また、規制当局は、市場仲介業者に対し、そのコンプライアンス機能について、法を執行し、あるいは他の適切な懲罰手続きを採ることができる権限を有するべきである。
トピック7：クロスボーダー業務におけるコンプライアンス体制
原則：市場仲介業者がクロスボーダーで活動する場合、コンプライアンス機能は、当該市場仲介業者が業務を営むそれぞれの国で適用される法令を理解し、それを遵守するために必要な人員及び専門性を有するための方策を講じなければならない。
トピック8：コンプライアンス機能の外部委託

(出所) <http://www.fsa.go.jp/inter/ios/20060510/03.pdf>を基に筆者作成。

にしていること、第2に【5.コンプライアンス機能の有効性の評価】において、コンプライアンス体制の定期的な内部評価にくわえ、外部評価の必要性を示していること、第3に【6.規制当局による監督】において、パーゼル原則と保険基本原則と同様に、監督官庁の役割を規定していることである。第3の特徴については、コンプライアンス

体制の評価に加え、改善の促進や欠陥を発見した際に法律を執行し、罰則を加える権限を有すべきとなっており、パーゼル原則や保険基本原則とは異なり、強制力を含んだ内容となっているといえる。

ここまで、国際金融監督機関の原則について検討を行ってきたが、今日の大規模な金融機関にお

いては、銀行業や保険業、証券業を兼務する金融コングロマリットを形成していることが多い。そのため、金融コングロマリット全体のコーポレート・ガバナンスを構築する手段を検討していかなければならないと筆者は考える。そこで、次節では、金融コングロマリットの監督および規制を行うことを目的に設置されたジョイント・フォーラムが策定した原則について考察を行なう。

4 ジョイント・フォーラムのコーポレート・ガバナンス原則とその展望

4.1 ジョイント・フォーラムの設置

1980年代後半から1990年代後半にかけて、各国では金融の自由化が進められ、銀行、証券会社、保険会社という金融機関を、金融持株会社の傘下に統合する金融コングロマリットが次々に誕生した。バーゼル委員会やIAIS、IOSCOといった国際金融監督機関は、金融コングロマリットの増加に伴い、(1) 各々が進めてきた規制の国際的なハーモニゼーション作業の内容を再検討し、調整を図

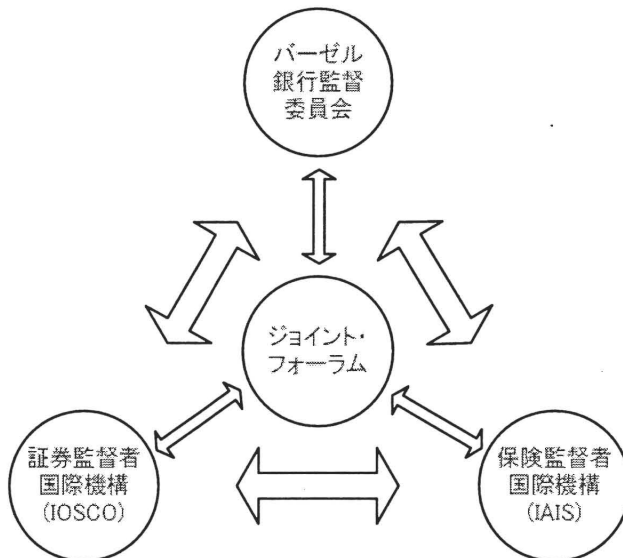
ること、(2) 異なる金融部門の監督当局の間で情報の交換と協力・調整を図ることが必要となった。その後、各国の金融監督官庁の代表者から構成される会議が金融コングロマリットに関する問題を報告書にとりまとめ、1996年に、ジョイント・フォーラムが設置された²²。

ジョイント・フォーラムの特徴は、第1に金融コングロマリットの監督を行うことを主眼において設置された会議体であること、第2に規制対象が異なる国際金融監督機関が共同して設置したこと、第3に金融コングロマリットのコーポレート・ガバナンス構築を促進するために原則の策定を行っていることであるといえる²³。次項では、ジョイント・フォーラムが金融コングロマリットの監督を目的に作成した報告書について検討を行う²⁴。

4.2 ジョイント・フォーラム『金融コングロマリットの監督に関する報告書』

1999年に、ジョイント・フォーラムは、『金融コングロマリットの監督に関する報告書(以下「監督報告書」という)²⁵』を作成した。監督報告書

図2 国際金融監督機関の協調によるジョイント・フォーラムの設置



(出所)筆者作成。

は、「自己資本の充実度に関する諸原則」、「自己資本の充実度に関する諸原則の補論」、「経営陣の適格性についての諸原則」、「監督上の情報交換に関する枠組み」、「監督上の情報交換に関する諸原則」、「情報交換のためのコーディネーター」から構成されている²⁶。

これらの報告書のなかで、コーポレート・ガバナンスと関係するものは、「経営陣の適格性についての諸原則」である。このなかでは、取締役や管理職の適格性要件について検討がなされている。適格性要件は、能力要件と適性要件に分けられており、能力要件では専門の資格や過去の業務などの記録が評価される。適正要件では、過去に行っ

た犯罪行為や財政状態などを考慮し評価がなされる。そして、2つの要件を満たした取締役と管理職を採用することが、金融コングロマリットにおける経営の健全性確保に有効であるとしている。

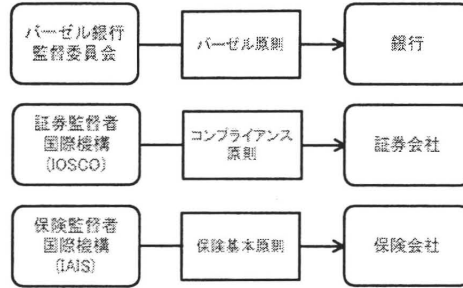
このように、ジョイント・フォーラムによって策定された監督報告書が、金融コングロマリット内の取締役や管理職に対して適格性要件を設ける背景には、(1) 金融コングロマリットの事業内容が多岐に渡っていること、(2) 企業構造が複雑化しインサイダー取引や利益相反行為が発生しやすいこと、などの理由があると考えられる。ジョイント・フォーラムは、金融コングロマリットが行う企業経営機構改革に、経営者の適格性を客観

表5 ジョイント・フォーラム『金融コングロマリットの監督に関する報告書』

経営陣の適格性についての諸原則	
指針となる原則	
(適格性要件) 適格性要件のうち能力要件は、通常、管理職および取締役の有能さおよびその役職に伴う責任を遂行する能力を評価するものであり、一方、適格性要件のうち適性要件は、高潔性および適性を評価するものである。有能さを判断する上で、公式の資格、過去の経験および記録は、監督者が注目する項目の一部である。高潔性および適性を評価するために検討される項目として、犯罪記録、財政状態、個人的な負債の返済に関する個人への訴訟、職業上の団体への加入拒否または追放処分、他の類似業種の規制当局により課された制裁措置、ならびに、過去における疑わしい業務行為が挙げられる。	
原則1	金融コングロマリットの規制対象企業が確実かつ健全に経営されていることを確保する一助となるためには、コングロマリット内の他の企業の管理職および取締役が規制対象企業の業務に実質的または支配的な影響力を行使する場合には、その管理職および取締役に対して適格性要件が課されるべきである。
原則2	特定の数を上回る持株数を有し、かつ当該コングロマリット内の規制対象企業に対して重要な影響力を行使する株主は、監督者が定める適格性要件を満たさなければならない。
原則3	適格性要件は、免許付与の段階およびそれ以降で特定の自由が発生した場合に適用されなければならない。
原則4	監督者は、当該企業が適格性要件を満たすことを確保するために必要な措置を講ずることを期待する。
原則5	規制対象企業の業務に重要な影響力を行使すると思われる管理職もしくは取締役がコングロマリット内の他の規制対象企業の管理職もしくは取締役であった場合には、監督者は評価手続きの一部として、当該ほかの規制対象企業の監督者と協議を行うよう努力すべきである。
原則6	規制対象企業の業務に重要な影響力を行使すると思われる管理職もしくは取締役がコングロマリット内の規制対象外の企業の管理職もしくは取締役であった場合には、監督者は評価手続きの一部として、当該規制対象外の企業と取引のある他の規制対象企業の監督者と協議を行うよう努力すべきである。
原則7	管理職、取締役または重要株主が適格性要件を満たしていないと思われる場合には、管理職はコングロマリット内の他の規制対象企業の監督者と意思疎通を図るべきである。

(出所) <http://www.boj.or.jp/type/release/zuiji/kako02/data/bis9902a.pdf> をもとに、筆者作成。

図3 金融機関に対して国際金融監督機関が策定したコーポレート・ガバナンス原則



(出所)筆者作成。

的に評価できる基準を組み合わせることによって、よりコーポレート・ガバナンスの実効性が増すという視点に立ち、監督報告書を策定しているといえる。次項では、今後の金融コングロマリットのコーポレート・ガバナンスに関する展望について検討する。

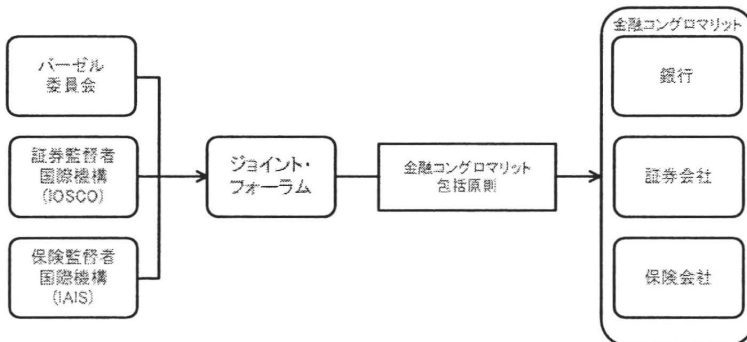
4.3 金融コングロマリットに関する包括的コーポレート・ガバナンス原則の提唱

今日、図3のように国際金融監督機関が、規制対象の金融機関に対し個別に原則の策定を行っている。これらの原則は、図1で示したように、金融監督官庁の監督指針などに影響を与えるため、各金融機関は間接的に参照をすることになる。しかし、今日の大規模な金融機関は、金融コングロ

マリットを形成していることが多いため、金融コングロマリット内の各金融機関に原則の参照およびコーポレート・ガバナンスの構築を求めても実効性が強く発揮できるとは限らない。一方、金融コングロマリットの監督を目的に設置されたジョイント・フォーラムが策定した監督報告書は、コーポレート・ガバナンスに関する記述が取締役や管理職の適格性要件に限られていることから、金融コングロマリットに適したコーポレート・ガバナンスの一形態を示すことはできていないといえる。

よって、今後は、ジョイント・フォーラムが主体となり、「金融コングロマリットのコーポレート・ガバナンスに関する包括的な原則（以下「金融コングロマリット包括原則」という）」の策定を進める必要があるといえる。それは、図4に表

図4 金融コングロマリットに関する包括的コーポレート・ガバナンス原則の提唱



(出所)筆者作成。

されるように、原則策定の経験を持つ国際金融監督機関の協力を受けたうえで、ジョイント・フォーラムが金融コングロマリットのコーポレート・ガバナンスを強化するための原則を策定し、金融コングロマリットにコーポレート・ガバナンスの構築を求めるものでなければならぬと考えられる。

金融コングロマリット包括原則は、(1) 金融コングロマリット全体のコーポレート・ガバナンス、(2) 金融コングロマリット内の各金融機関におけるコーポレート・ガバナンス、から構成されると考えられる。(1) 金融コングロマリット全体のコーポレート・ガバナンスは、グループ全体の監視・監督および意思決定のシステムのあり方が焦点となる。また、(2) 金融コングロマリット内の各金融機関におけるコーポレート・ガバナンスは、金融コングロマリットの内部に存在する金融機関のコーポレート・ガバナンスをいかに構築すべきかが焦点となる。そして、金融コングロマリットの要件や形態は各国で異なる。そのため、金融コングロマリット包括原則は、これらの差異を容認することができる柔軟な原則の策定を行う必要がある。よって、各国の法制度などを考慮したうえで策定されたOECD原則-2004を参照し、原則を策定することが望ましいといえる。

国際金融監督機関は、これまで行ってきた原則の策定・改訂作業を継続して行い、金融コングロマリット内の各金融機関に対するコーポレート・ガバナンスの構築を目的に行動すべきである。また、金融コングロマリット包括原則は、国際金融監督機関のフィードバックを集約したうえで策定されるため、国際金融監督機関が果たすべき役割は大きいといえる。そして、国際金融監督機関は、ジョイント・フォーラムが策定した金融コングロマリット包括原則を参照し、原則の策定・改訂作業に生かす必要がある。

金融監督官庁は、金融コングロマリット包括原則を基に、金融コングロマリット監督指針の策定を行い、各国の金融コングロマリットのコーポレート・ガバナンスを評価し、促進するシステム

を構築しなければならない。このとき、監督指針の策定やコーポレート・ガバナンスの評価は、金融コングロマリットのコーポレート・ガバナンス構築を強制するものでないことが望ましいと考えられる。

金融コングロマリットは、金融コングロマリット包括原則を参照し、コーポレート・ガバナンスの構築を行うことで、(1) 金融コングロマリットの事業内容が多岐に渡っている、(2) 企業構造が複雑化しインサイダー取引や利益相反行為が発生しやすい、などの金融コングロマリットに特有の問題に対処し、コーポレート・ガバナンス体制の強化を達成することができるといえる。

5 おわりに

本論文では、まず、国際金融監督機関が策定した原則が銀行や保険会社、証券会社などを兼業する金融コングロマリットへ浸透する過程を提示した。ここでは、各金融機関が金融監督官庁を通じてOECD原則-2004やバーゼル原則-2006などを間接的に参照していることなどについて明らかにした。つぎに、銀行や保険会社、証券会社のコーポレート・ガバナンス構築を目的に策定された、バーゼル原則-2006と保険基本原則、コンプライアンス原則の内容について検討した。また、国際的な金融自由化の動きを受け増加した金融コングロマリットの経営に対し、バーゼル委員会とIAIS、IOSCOが協調のもとに新たにジョイント・フォーラムという会議体を設置し、監督を行っていることについて考察を行った。そして、今後、金融機関のコーポレート・ガバナンスが金融コングロマリットと同時に論じられていくべきであると主張し、展望を提示した。

ここまで、銀行や金融コングロマリットの原則に関する考察に終始したが、金融コングロマリットにおけるコーポレート・ガバナンスの実践に関する考察は行うことができなかった。また金融コングロマリットとしての要件の基準は各国ごとに異なっているため、金融コングロマリットの定義

について整理し検討を行う必要があるといえる。そして、金融コングロマリットは、金融持株会社形態の他にもユニバーサル・バンク形態などが存在し、それぞれ構造が異なるため、金融コングロマリットに関する法律について研究を行う必要があるといえよう。さらに、各国の金融コングロマリットが構築しているコーポレート・ガバナンス体制に関する考察を行なうべきであると考えられる。これらの課題を、次回の研究で明らかにすることを誓い、論を閉じることにしたい。

注

- 1 小島大徳 [2004a] 3頁。
- 2 小島大徳 [2004a] 32頁。
- 3 Cadbury Report [1992]
- 4 小島大徳 [2004a] 9頁。
- 5 図1は、主に金融と造詣が深い公的国際機関によるコーポレート・ガバナンス原則への関与を表している。本図では示さなかったが、金融機関は、他の国際会議や公的国際機関、私的国際機関などからも影響を受けていると考えられる。また、場合によってはこれらの会議や機関から受ける影響の方が強いこともあるといえる。
- 6 OECD [2004]
- 7 小島大徳 [2007] 40頁。
- 8 BCBS [2006]
- 9 IAIS [2003]
- 10 IOSCO [2006]
- 11 OECD [1999]
- 12 BCBS [1975]
- 13 BCBS [1988]
- 14 バーゼル原則のなかでは、最高財務責任者 (Chief Financial Officer, CFO) などの、銀行の管理運営に責任を有する者のことを意味している。
- 15 中川敦司 [2005] 37頁。
- 16 くわえて、7章の「人材の適格性」や8章の「支配の変更およびポートフォリオの移転」や10章の「内部管理」、13章の「立ち入り検査」や18章の「リスク評価とリスク管理」や26章の「市場に対する情報と情報開示、透明性」などもコーポレート・ガバナンスと密接に関係するとしている。
- 17 保険計理人やアクチュアリーのことをいう。
- 18 中川敦司 [2004c] 47頁。
- 19 小島大徳 [2007] 89頁。
- 20 おもに証券会社や信託銀行などのことをいう。
- 21 ここでは執行役員など、業務執行を行う者のことをいう。
- 22 中川敦司 [2005] 40頁。
- 23 小島大徳 [2004a] 63頁。
- 24 小島大徳 [2004a] は、原則を広義でとらえると、狭義の原則に加えてコーポレート・ガバナンスに関する報告書、意見書、提言等が含まれる、としている。
- 25 JF [1999]
- 26 中川敦司 [2005] 40頁。

邦語文献

- 安宅川佳之 [2003] 「コーポレート・ガバナンスと機関投資家の役割」『保険学雑誌』日本保険学会, 第580号, 59-76頁。
- 青野正道 [2001] 『都市銀行のガバナンス—ソニー流経営モデルへの取り組み』中央経済社。
- 池尾和人 [2003a] 『銀行はなぜ変わらないのか』中央公論新社。
- 池尾和人 [2003b] 「日本の金融システムはなぜ機能不全に陥っているか」KEIO UNIVERSITY, MARKET QUALITY RESEARCH PROJECT, KUMQRP DISCUSSION PAPER SERIES.
- 伊藤隆康 [2007] 「日米欧における金融コングロマリット」『新潟大学経済論集』新潟大学経済学会, 第82号, 99-122頁。
- 上川孝夫・藤田誠一・向壽一 [2007] 『現代国際金融論』有斐閣ブックス。
- 大久保亮 [2005] 「IAIS (保険監督者国際機構)の最近の動向について—保険基本原則と主要

- 3分野を中心に—』『生命保険経営』生命保険経営学会, 第73巻2号.
- 岡田太志 [2003] 「保険会社における内部コントロールの実態と問題点」『保険学雑誌』日本保険学会, 第580号, 21-37頁.
- 越智信仁 [2008] 「銀行監督と外部監査の連携」日本評論社.
- 菊池敏夫・平田光弘・厚東偉介編著 [2008] 『企業の責任・統治・再生』文眞堂.
- 菊池敏夫・平田光弘編著 [2000] 『企業統治の国際比較』文眞堂.
- 久原正治 [1997] 『銀行経営の革新—邦銀再生の条件—』学文社.
- 小島大徳 [2008a] 「経営学と株式会社論」『国際経営論集』神奈川大学経営学部, 第35号, 13-25頁.
- 小島大徳 [2008b] 「コーポレート・ガバナンス原則の隠れたる任務と使命」『国際経営フォーラム』国際経営研究所, 第19号, 55-77頁.
- 小島大徳 [2008c] 「市民社会と利害関係者論—研究者からの批判と意見への回答—」『国際経営フォーラム』国際経営研究所, 第19号, 163-186頁.
- 小島大徳 [2007] 『市民社会とコーポレート・ガバナンス』文眞堂.
- 小島大徳 [2004a] 『世界のコーポレート・ガバナンス原則—原則の体系化と企業の実践—』文眞堂.
- 小島大徳 [2004b] 「企業におけるコーポレート・ガバナンス実践の現状と展望」『国際経営論集』神奈川大学経営学部, 第28号, 23-41頁.
- 坂本嘉輝 [2008] 「生命保険会社におけるガバナンスの諸問題と株式会社形態への展望」『ファイナンシャルコンプライアンス』銀行研修社, 2008年4月号, 58-63頁.
- 鈴木辰紀 [2003] 「新保険論—暮らしと保険—」成文堂.
- 茶野努 [2003] 「生命保険会社の外部コントロールのあり方」『保険学雑誌』日本保険学会, 第589号, 38-58頁.
- 戸田眞 [2007] 「我国大規模保険会社のコーポレート・ガバナンスは如何にあるべきか—委員会設置会社型による取締役会改革について—」『生命保険論集』生命保険文化センター, 第159号, 157-208頁.
- 中川敦司 [2004a] 「経済規制の国際的調和 IX 金融規制の国際的調和」『貿易と関税』日本関税協会, 9月号, 40-51頁.
- 中川敦司 [2004b] 「経済規制の国際的調和 IX 金融規制の国際的調和 1バーゼル合意 c 新バーゼル合意」『貿易と関税』日本関税協会, 10月号, 48-53頁.
- 中川敦司 [2004c] 「経済規制の国際的調和 IX 金融規制の国際的調和 2証券規制とIOSCO」『貿易と関税』日本関税協会, 11月号, 46-57頁.
- 中川敦司 [2004d] 「経済規制の国際的調和 IX 金融規制の国際的調和 2証券規制とIOSCO d証券規制の目的と原則」『貿易と関税』日本関税協会, 12月号, 26-35頁.
- 中川敦司 [2005] 「経済規制の国際的調和 IX 金融規制の国際的調和 3保険規制とIAIS」『貿易と関税』日本関税協会, 1月号, 36-45頁.
- 二村和之・三井哲 [2004] 『新銀行論』晃洋書房.
- 橋本光憲 [1995] 「金融不祥事の“系譜”と問題点(後)—米銀の対応を参照して—」『国際経営論集』神奈川大学経営学部, 第9号, 1-55頁.
- 平田光弘 [2008] 『経営者自己統治論—社会に信頼される企業の形成—』中央経済社.
- 平田光弘 [2003] 「コンプライアンス経営とは何か」『経営論集』東洋大学経営学部, 第61号, 113-127頁.
- 平田光弘 [2001a] 「21世紀の企業経営におけるコーポレート・ガバナンス研究の課題—コーポレート・ガバナンス原則論の体系化に向けて—」『経営論集』東洋大学経営学部, 第53号, 23-40頁.
- 平田光弘 [2001b] 「OECDコーポレート・ガバナンス原則—デジュレ・スタンダード—」『経営研究所論集』東洋大学経営研究所, 第24号, 277-292頁.

平田光弘 [1999] 「英国におけるコーポレート・ガバナンス改革の実践」『経営論集』東洋大学経営学部, 第49号, 225-240頁.

深尾光洋 [2000] 『検証生保危機』日本経済新聞社.

宮坂恒治 [1997] 『転換期の銀行論』創成社.

吉森賢 [2007] 『企業統治と企業倫理』放送大学教育振興会.

英語文献

BCBS [2006] , Enhancing Corporate Governance for Banking Organisations, Basel Committee on Banking Supervision.

BCBS [1999] , Enhancing Corporate Governance for Banking Organisations, Basel Committee on Banking Supervision.

BCBS [1988] , International convergence of capital measurement and capital standards Basel Committee on Banking Supervision.

BCBS [1975] , Report on the supervision of banks' foreign establishments - Concordat, Basel Committee on Banking Supervision.

Cadbury Report [1992] , Report of the Committee on the Financial Aspects of Corporate Governance, Gee and CO. Ltd.

IOSCO [2006] , Compliance Function at Market Intermediaries, International Organization of Securities Commissions.

IAIS [2003] , Insurance Core Principles And Methodology, International Association Of Insurance Supervisor.

JF [1999] , Supervision of Financial Conglomerates, Joint Forum.

OECD[2004], Principles of Corporate Governance Organisation for Economic Co-operation and Development.

OECD[1999], Principles of Corporate Governance Organisation for Economic Co-operation and Development.

参考ホームページ

金融庁<http://www.fsa.go.jp/> (最終アクセス日 2009年1月20日)

国際決済銀行<http://www.bis.org/> (最終アクセス日 2009年1月20日)

証券監督者国際機構<http://www.iosco.org/> (最終アクセス日 2009年1月20日)

保険監督者国際機構<http://www.iaisweb.org/> (最終アクセス日 2009年1月20日)